

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5723092号
(P5723092)

(45) 発行日 平成27年5月27日(2015.5.27)

(24) 登録日 平成27年4月3日(2015.4.3)

(51) Int.Cl.

G06F 13/00 (2006.01)

F 1

G 06 F 13/00 5 4 O C

請求項の数 2 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2009-230817 (P2009-230817)
 (22) 出願日 平成21年10月2日 (2009.10.2)
 (65) 公開番号 特開2011-81446 (P2011-81446A)
 (43) 公開日 平成23年4月21日 (2011.4.21)
 審査請求日 平成24年6月8日 (2012.6.8)

前置審査

(73) 特許権者 399040405
 東日本電信電話株式会社
 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
 (74) 代理人 110001634
 特許業務法人 志賀国際特許事務所
 (72) 発明者 村上 秀明
 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号 東
 日本電信電話株式会社内

審査官 小林 義晴

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ウェブ閲覧装置及びウェブ閲覧方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ネットワークを介して受信されるウェブサイトのデータを解釈し表示を行うウェブデータ制御部と、

使用者によって選択されたキーワードを記憶するキーワード記憶部と、

表示中のウェブサイト中に前記キーワード記憶部に記憶されるキーワードが含まれているか否か判定する判定部と、

前記表示中のウェブサイト中に前記キーワードが含まれている場合に、当該ウェブサイトの更新内容の概要を示す更新情報を格納するファイルのアドレスを登録するための登録用画像を表示する表示制御部と、

前記登録用画像に対する操作に応じて、前記ウェブサイトの前記更新情報を格納するファイルのアドレスを記憶するアドレス記憶部と、

ネットワークを介して、所定のタイミングで前記アドレス記憶部に記憶されているアドレスにアクセスし、前記ウェブサイトの前記更新情報を取得し、取得した前記ウェブサイトの前記更新情報で示される更新内容の概要をテロップ表示する更新情報管理部と、

を備えるウェブ閲覧装置。

【請求項 2】

使用者によって選択されたキーワードを記憶するキーワード記憶部と、アドレスを記憶するアドレス記憶部と、を備えるウェブ閲覧装置が、ネットワークを介して受信されるウェブサイトのデータを解釈し表示を行うウェブデータ制御ステップと、

前記ウェブ閲覧装置が、表示中のウェブサイト中に前記キーワード記憶部に記憶されるキーワードが含まれているか否か判定する判定ステップと、

前記ウェブ閲覧装置が、前記表示中のウェブサイト中に前記キーワードが含まれている場合に、当該ウェブサイトの更新内容の概要を示す更新情報を格納するファイルのアドレスを登録するための登録用画像を表示する表示制御ステップと、

前記ウェブ閲覧装置が、前記登録用画像に対する操作に応じて、前記ウェブサイトの前記更新情報を格納するファイルのアドレスを、前記アドレス記憶部に書き込むステップと

、
ネットワークを介して、所定のタイミングで前記アドレス記憶部に書き込まれたアドレスにアクセスし、前記ウェブサイトの前記更新情報を取得し、取得した前記ウェブサイトの前記更新情報で示される更新内容の概要をテロップ表示する更新情報管理ステップと、

を備えるウェブ閲覧方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、インターネットのウェブサイトによって提供される情報を閲覧するための技術に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、インターネットには様々なウェブサイトが設立され、インターネットによって提供される情報の有用性が高まっている。また、RSS (RDF Site Summary、Rich Site Summary、Really Simple Syndication)などの機能により、インターネットの利便性が向上している（特許文献1、2参照）。これに伴い、インターネットのウェブサイトの閲覧機能や、閲覧を補助するための機能（以下、これらの機能を「ウェブ閲覧等機能」という。）を搭載した家電装置が普及しつつある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特表2009-501381号公報

【特許文献2】特開2007-334476号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

これらの家電装置に搭載されるウェブ閲覧等機能には、パーソナルコンピューターでのユーザーインターフェースや操作方法がそのまま転用されることが多い。そのため、パーソナルコンピューター特有の使い方に馴染んでいない一般ユーザーは、使いにくさを感じてしまうことが多い。また、パーソナルコンピューターを使用していない一般ユーザーにとっては、インターネットで普及している機能（例えば、上記のRSS）についての知識がなく、せっかくの機能を利用できていない場合もある。

【0005】

例えば、頻繁にアクセスしているウェブサイトがあるにもかかわらず、ブラウザのブックマーク登録機能を知らないために、毎回ポータルサイトから検索を行った上でウェブサイトにアクセスしていることがある。

【0006】

また、頻繁にアクセスしているウェブサイトがRSS機能に対応しているとしても、RSS機能についての知識がないためにRSSの登録を行っていないことがある。同様に、RSS機能についての知識があったとしても、RSSリーダーに対してRSSの登録を行う手続きが煩わしいために行っていないこともある。

【0007】

上記事情に鑑み、本発明は、ウェブ閲覧等機能の利便性を向上させるウェブ閲覧装置を

10

20

30

40

50

提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明の一態様は、ウェブ閲覧装置であって、使用者によって選択されたキーワードを記憶するキーワード記憶部と、表示中のウェブサイト中に前記キーワード記憶部に記憶されるキーワードが含まれているか否か判定する判定部と、前記表示中のウェブサイト中に前記キーワードが含まれている場合に、当該ウェブサイトの更新内容の概要を示す更新情報を格納するファイルのアドレスを登録するための登録用画像を表示する表示制御部と、前記登録用画像に対する操作に応じて、前記ウェブサイトの前記更新情報を格納するファイルのアドレスを記憶するアドレス記憶部と、ネットワークを介して、所定のタイミングで前記アドレス記憶部に記憶されているアドレスにアクセスし、前記ウェブサイトの前記更新情報を取得し、取得した前記ウェブサイトの前記更新情報で示される更新内容の概要をテロップ表示する更新情報管理部と、を備える。
10

【0009】

本発明の一態様は、ウェブ閲覧方法であって、使用者によって選択されたキーワードを記憶するキーワード記憶部と、アドレスを記憶するアドレス記憶部と、を備えるウェブ閲覧装置が、ネットワークを介して受信されるウェブサイトのデータを解釈し表示を行うウェブデータ制御ステップと、前記ウェブ閲覧装置が、表示中のウェブサイト中に前記キーワード記憶部に記憶されるキーワードが含まれているか否か判定する判定ステップと、前記ウェブ閲覧装置が、前記表示中のウェブサイト中に前記キーワードが含まれている場合に、当該ウェブサイトの更新内容の概要を示す更新情報を格納するファイルのアドレスを登録するための登録用画像を表示する表示制御ステップと、前記ウェブ閲覧装置が、登録用画像に対する操作に応じて、前記ウェブサイトの前記更新情報を格納するファイルのアドレスを、前記アドレス記憶部に書き込むステップと、ネットワークを介して、所定のタイミングで前記アドレス記憶部に書き込まれたアドレスにアクセスし、前記ウェブサイトの前記更新情報を取得し、取得した前記ウェブサイトの前記更新情報で示される更新内容の概要をテロップ表示する更新情報管理ステップと、を備える。
20

【発明の効果】

【0010】

本発明により、ウェブ閲覧等機能の利便性を向上させることが可能となる。
30

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】ウェブ閲覧装置の第一実施形態の機能構成を表す概略ブロック図である。

【図2】キーワード記憶部の記憶内容の概略を表す図である。

【図3】登録用画像の具体例を表す図である。

【図4】登録用画像の具体例を表す図である。

【図5】アドレス記憶部の記憶内容の概略を表す図である。

【図6】ウェブ閲覧装置の第一実施形態の動作の流れを表すフローチャートである。

【図7】ウェブ閲覧装置の第二実施形態の機能構成を表す概略ブロック図である。

【図8】ウェブ閲覧装置の第二実施形態の動作の流れを表す図である。
40

【図9】ウェブ閲覧装置の第三実施形態の機能構成を表す概略ブロック図である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

[第一実施形態]

図1は、ウェブ閲覧装置1の第一実施形態の機能構成を表す概略ブロック図である。ウェブ閲覧装置1は、バスで接続されたC P U (Central Processing Unit)やメモリや補助記憶装置やネットワークインターフェースなどを備え、ウェブ閲覧プログラムを実行することによって、画像表示部101、入力部102、ウェブデータ制御部103、キーワード記憶部104、判定部105、表示制御部106、アドレス記憶部107、更新情報管理部108を備える装置として機能する。ウェブ閲覧装置1は、例えばパーソナルコン
50

ピューターにおいて実装されても良いし、テレビやビデオレコーダー等の家電装置において実装されても良いし、セットトップボックスとして専用の情報処理装置において実装されても良い。ウェブ閲覧装置1は、他のネットワーク機器に接続されており、インターネットとデータの送受信を行うことができる。

【0013】

画像表示部101は、ビデオチップやビデオカードを用いて構成され、画像信号を生成し、ウェブ閲覧装置1が接続されるディスプレイ装置に対して画像信号を送信する。なお、ウェブ閲覧装置1にディスプレイ装置が一体的に組み込まれて構成されても良い。この場合には、上記のビデオチップやビデオカード及びディスプレイ装置によって画像表示部101が構成される。

10

【0014】

入力部102は、入力装置を用いて構成され、ユーザーからの指示やキーワード等の入力を受け付ける。入力部102は、例えばタッチパネル装置、キーボード装置、リモコン装置、マウス等のポインティングデバイス装置、音声入力装置、などを用いて構成される。

【0015】

ウェブデータ制御部103は、インターネットを介してWWWサーバー（World Wide Webサーバー）に対しウェブサイト（Website）のデータのリクエストを送信し、WWWサーバーからウェブサイトのデータを受信する。ウェブデータ制御部103は、例えばHTTP（HyperText Transfer Protocol）によってWWWサーバーとデータの送受信を行い、HTML（HyperText Markup Language）等の言語で記述されたウェブサイトのデータを受信する。ウェブサイトのデータには、上記のHTMLのデータ以外にも、画像データ、音声データ、動画像データ等が含まれても良い。ウェブデータ制御部103は、受信されたウェブサイトのデータを解釈し、ウェブサイトを表示するための画面情報を生成し画像表示部101に出力する。

20

【0016】

キーワード記憶部104は、磁気ハードディスク装置や半導体記憶装置などの記憶装置を用いて構成され、入力部102を介してユーザーによって入力されたキーワードを記憶する。図2は、キーワード記憶部104の記憶内容の概略を表す図である。図2において、“A”、“B”、“C”はそれぞれ一つのキーワードを表す。図示されるように、キーワード記憶部104は複数のキーワードを記憶しても良いし、1つのキーワードを記憶しても良い。キーワード記憶部104が記憶するキーワードの数については、キーワードを記憶するための記憶領域の要領が満たされるまで無制限であっても良いし、ユーザーや設計者によって予め設定されても良い。

30

【0017】

判定部105は、ウェブデータ制御部103によって解釈されて画像表示部101によって表示されているウェブサイト中に、キーワード記憶部104に記憶されているキーワードが含まれるか否か判定する。このとき、判定部105は、画面上に実際に文字として表示されている文字列のみに基づいて、キーワードが含まれるか否か判定しても良い。また、判定部105は、画面上には実際に文字として表示されていないもののデータとしては受信されている文字列（例えばコメントアウトの文字列）についても、キーワードが含まれているか否か判定しても良い。このように、判定部105がキーワードの有無を判定する対象となるデータの範囲は、ユーザーによって適宜設定されても良い。

40

【0018】

さらに、判定部105は、ウェブサイト中にキーワードが含まれている場合に、当該ウェブサイト中に更新情報ファイルのアドレスが含まれているか否か判定する。更新情報ファイルとは、例えばRSS（RDF Site Summary、Rich Site Summary、Really Simple Syndication）やAtomのフィードのファイルである。更新情報ファイルは、当該ウェブサイトの更新情報を含むファイルであり、例えばウェブサイトの最終更新日、タイトル、更新内容の概要などを含む。また、更新情報ファイルのアドレスとは、更新情報ファイルが

50

置かれた記憶領域の番地を表す情報であり、例えばフィードのURL(Uniform Resource Locator)である。

【0019】

判定部105は、各種方法によって更新情報ファイルの有無を判定できる。例えば、判定部105は、拡張子が“.rss”、“.rdf”、“.xml”のファイルに対するリンクが含まれている場合に、更新情報ファイルが含まれていると判定しても良い。また、判定部105は、一般的に更新情報ファイルへのリンクに対応付けて表示される画像ファイルの名称(例えば、“Feed-icon.gif”、“rssicon.gif”)が含まれている場合に、更新情報ファイルが含まれていると判定しても良い。また、判定部105は、その他一般的に更新情報ファイルの有無を示す規定に従って判定しても良い。10

【0020】

表示制御部106は、判定部105によってウェブサイト中にキーワードが含まれていると判定され且つ更新情報ファイルのアドレスが含まれていると判定された場合に、更新情報ファイルのアドレスを登録するための登録用画像のデータを生成し、画像表示部101に出力する。

【0021】

図3及び図4は、登録用画像の具体例を表す図である。図3の場合、表示制御部106は、表示枠22中に、ポップアップウィンドウ23を表示する。ポップアップウィンドウ23は、“登録しますか？”という文字列と共に、登録ボタン24及びキャンセルボタン25を有する。登録ボタン24は、ユーザーによって押下(クリック)されることによって、ウェブデータ制御部103に対して更新情報ファイルのアドレスの登録を指示するための登録用画像である。キャンセルボタン25は、ユーザーによって押下(クリック)されることによって、ウェブデータ制御部103に対して更新情報ファイルのアドレスの登録を行わないことを指示するための画像である。20

【0022】

図4の場合、表示制御部106は、“テロップ表示枠が設定できます”という文字列を含むボタンの画像であって操作できない画像を、表示枠22中に常に表示している。表示制御部106は、判定部105によってウェブサイト中にキーワードが含まれていると判定され且つ更新情報ファイルのアドレスが含まれていると判定された場合に、このボタンの画像の色や表現方法(浮き出して見えるような表現方法など)を変更することによってハイライト表示し、操作可能に制御する。ハイライト表示された後のこのボタン26は、ユーザーによって押下(クリック)されることによって、ウェブデータ制御部103に対して更新情報ファイルのアドレスの登録を指示するための登録用画像である。なお、図3及び図4に示される登録用画像は一例にすぎず、他の態様の登録用画像が用いられても良い。30

【0023】

アドレス記憶部107は、磁気ハードディスク装置や半導体記憶装置などの記憶装置を用いて構成され、ウェブデータ制御部103によって登録された更新情報ファイルのアドレスを記憶する。図5は、アドレス記憶部107の記憶内容の概略を表す図である。図5において、“aaa”、“bbb”、“ccc”はそれぞれ一つの更新情報ファイルのアドレスを表す。図示されるように、アドレス記憶部107は複数のアドレスを記憶しても良いし、1つのアドレスを記憶しても良い。アドレス記憶部107が記憶するアドレスの数については、アドレスを記憶するための記憶領域の要領が満たされるまで無制限であっても良いし、ユーザーや設計者によって予め設定されても良い。また、アドレス記憶部107が記憶するアドレスの数を超えてアドレスが登録された場合、アドレス記憶部107は、アドレスの削除をユーザーに対して促しても良いし、FIFO(First In First Out)等の手順に従って更新を行っても良い。40

【0024】

更新情報管理部108は、インターネットを介して、所定のタイミングでアドレス記憶

50

部 107 に記憶されているアドレスにアクセスし、更新情報ファイルを取得し、設定に従って更新情報ファイルの内容を表示する。更新情報管理部 108 は、例えば RSS 対応リーダーや Atom 対応リーダーとして構成される。

【0025】

図 6 は、ウェブ閲覧装置 1 の第一実施形態の動作の流れを表すフロー チャートである。まず、ウェブデータ制御部 103 が、インターネットを介してウェブサイトのデータを受信し(ステップ S101)、データの内容を解釈してウェブサイトを表す画面情報を生成する。画像表示部 101 は、ウェブデータ制御部 103 によって生成された画面情報に基づいて画像信号を生成し、画像表示装置にウェブサイトの画面を表示させる(ステップ S102)。

10

【0026】

ステップ S101 及び S102 の処理の後、又はこれらの処理と並行して、判定部 105 は、このウェブサイトのデータにキーワード記憶部 104 に記憶されているキーワードが含まれるか否か判定する(ステップ S103)。キーワードが含まれていない場合(ステップ S103 - NO)、図 6 に示されるウェブ閲覧装置 1 の処理は終了する。一方、キーワードが含まれている場合(ステップ S103 - YES)、判定部 105 はさらに、ウェブサイト中に更新情報ファイルのアドレスが含まれているか否か判定する(ステップ S104)。更新情報ファイルのアドレスが含まれていない場合(ステップ S104 - NO)、図 6 に示されるウェブ閲覧装置 1 の処理は終了する。一方、更新情報ファイルのアドレスが含まれている場合(ステップ S104 - YES)、表示制御部 106 は登録用画像を表示することを画像表示部 101 に指示する。画像表示部 101 は、画像信号を生成し画像表示装置に登録用画像を含む画面を表示させる(ステップ S105)。

20

【0027】

ユーザーが登録用画像に対して操作を行うことによって登録指示を入力すると(ステップ S106 - YES)、ウェブデータ制御部 103 は、ウェブサイトのデータから更新情報ファイルのアドレスを検出し、アドレス記憶部 107 に登録する(ステップ S107)。一方、ステップ S106 において登録指示が入力されない場合(ステップ S106 - NO)、図 6 に示されるウェブ閲覧装置 1 の処理は終了する。

【0028】

このように構成されたウェブ閲覧装置 1 では、ユーザーは入力部 102 を操作することによって所望のキーワードをウェブ閲覧装置 1 に設定することができる。そして、ウェブ閲覧装置 1 は、設定されたキーワードが含まれ且つ更新情報ファイルのアドレスが含まれるウェブサイトが表示されている場合には、更新情報ファイルのアドレスを登録するための操作用画像を表示する。そのため、ユーザーは、操作用画像が表示された場合に、この操作用画像に応じて操作を行うことによって、容易に更新情報ファイルのアドレスを登録することが可能となる。また、更新情報管理部 108 は、登録された更新情報ファイルのアドレスに対し所定のタイミングでアクセスし、更新情報ファイルを取得する。そのため、ユーザーは、上記のような簡易な処理によって、更新情報管理部 108 による機能を享受することが可能となる。特に、更新情報管理部 108 は、ユーザーの処理の有無にかかわらず、更新情報ファイルのアドレスにアクセスし、取得した更新情報の内容を表示(例えばテロップ表示)するように構成されても良い。

30

【0029】

<変形例>

上記のウェブ閲覧装置 1 では、表示制御部 106 は、判定部 105 によってウェブサイト中にキーワードが含まれていると判定され且つ更新情報ファイルのアドレスが含まれていると判定された場合に、更新情報ファイルのアドレスを登録するための登録用画像のデータを生成し、画像表示部 101 に出力する。これに対し、表示制御部 106 は、キーワードが含まれるか否かに拘わらず、更新情報ファイルのアドレスが含まれていると判定された場合には常に更新情報ファイルのアドレスを登録するための登録用画像のデータを生成し、画像表示部 101 に出力するように構成されても良い。

40

50

【0030】

[第二実施形態]

図7は、ウェブ閲覧装置1の第二実施形態の機能構成を表す概略プロック図である。ウェブ閲覧装置1の第二実施形態は、更新情報管理部108を備えない点、及びウェブデータ制御部103の処理の内容が異なる点で第一実施形態と相違し、他の機能については第一実施形態と同じである。以下、ウェブ閲覧装置1の第二実施形態に関し、第一実施形態と異なる点について説明する。

【0031】

第二実施形態におけるウェブデータ制御部103は、入力部102によって登録用画像が操作されると、表示中のウェブサイトのアドレスをブックマークアドレスとしてアドレス記憶部107に登録する。10

【0032】

第二実施形態における判定部105は、第一実施形態における判定部105と同様に、ウェブデータ制御部103によって解釈されて画像表示部101によって表示されているウェブサイト中に、キーワード記憶部104に記憶されているキーワードが含まれるか否か判定する。さらに、第二実施形態における判定部105は、ウェブサイト中にキーワードが含まれている場合に、当該ウェブサイトのアドレスがブックマークアドレスとしてアドレス記憶部107に登録されているか否か判定する。

【0033】

図8は、ウェブ閲覧装置1の第二実施形態の動作の流れを表す図である。図8において、第一実施形態と同じ処理については図6と同じ符号を付して説明を省略する。ステップS103の処理においてキーワードがあった場合(ステップS103-YE S)、判定部105はさらに、表示中のウェブサイトのアドレスがブックマークアドレスとしてアドレス記憶部107に登録されているか否か判定する(ステップS201)。既に登録済みである場合(ステップS201-N O)、図8に示されるウェブ閲覧装置1の処理は終了する。一方、表示中のウェブサイトのアドレスがブックマークアドレスとして未登録である場合(ステップS201-Y E S)、表示制御部106は登録用画像を表示することを画像表示部101に指示する。画像表示部101は、画像信号を生成し画像表示装置に登録用画像を含む画面を表示させる(ステップS105)。このとき、第二実施形態の表示制御部106は、“お気に入りに登録しますか？”等のように、ブックマークに登録するか否かをユーザーに問い合わせるための文言を含む登録用画像を表示するように構成されても良い。2030

【0034】

ユーザーが登録用画像に対して操作を行うことによって登録指示を入力すると(ステップS106-Y E S)、ウェブデータ制御部103は、ウェブサイトのアドレスをブックマークアドレスとしてアドレス記憶部107に登録する(ステップS202)。この後、ユーザーが入力部102を操作することによってブックマークの表示を指示すると、ウェブデータ制御部103はアドレス記憶部107からアドレスを読み出し、ブックマークされたアドレスの一覧を、画像表示部101を介して画像表示装置に表示する。ユーザーが入力部102を操作することによって所望のアドレスを選択すると、ウェブデータ制御部103は選択されたアドレスのウェブサイトにアクセスし、ウェブサイトのデータを受信し画像表示部101を介して画像表示装置に表示する。40

【0035】

このように構成されたウェブ閲覧装置1では、ユーザーは入力部102を操作することによって所望のキーワードをウェブ閲覧装置1に設定することができる。そして、ウェブ閲覧装置1は、設定されたキーワードが含まれるウェブサイトが表示されている場合には、表示中のウェブサイトのアドレスをブックマークに登録するための操作用画像を表示する。そのため、ユーザーは、操作用画像が表示された場合に、この操作用画像に応じて操作を行うことによって、容易にウェブサイトのアドレスをブックマークに登録することが可能となる。50

【0036】

<変形例>

上記のウェブ閲覧装置1では、表示制御部106は、判定部105によってウェブサイト中にキーワードが含まれていると判定され且つブックマークアドレスとして未登録と判定された場合に、表示中のウェブサイトのアドレスをブックマークに登録するための登録用画像のデータを生成し、画像表示部101に出力する。これに対し、表示制御部106は、キーワードが含まれるか否かに拘わらず、ブックマークとして未登録と判定された場合には常に、表示中のウェブサイトのアドレスをブックマークに登録するための登録用画像のデータを生成し、画像表示部101に出力するように構成されても良い。

【0037】

10

[第三実施形態]

図9は、ウェブ閲覧装置1の第三実施形態の機能構成を表す概略プロック図である。ウェブ閲覧装置1の第三実施形態は、接続部201及び接続装置判定部202を備える点で第一実施形態と相違し、他の機能については第一実施形態と同じである。以下、ウェブ閲覧装置1の第三実施形態に関し、第一実施形態と異なる点について説明する。

【0038】

接続部201は、他の装置とデータの一方方向通信又は双方向通信を行うためのインターフェースである。接続部201は、例えばLAN(Local Area Network)の接続インターフェースや、無線LANインターフェースや、Bluetoothインターフェースや、その他の有線・無線インターフェースを用いて構成される。接続部201には、画像表示装置や、単体では画像表示機能を有さない情報処理装置が接続される。

20

【0039】

接続装置判定部202は、接続部201に接続されている装置が、画像表示装置であるか、単体では画像表示機能を有さない情報処理装置であるか判定する。画像表示装置とは、いわゆるテレビ受像機やパーソナルコンピューター用ディスプレイ装置である。一方、単体では画像表示機能を有さない情報処理装置とは、上記の画像表示装置以外の情報処理機能を有する装置であり、例えばパーソナルコンピューターや家庭用ゲーム機器やビデオレコーダーや白物家電装置などである。接続装置判定部202は、接続部201に接続されている装置から接続部201を介して受信される所定の信号に基づいて、いずれの装置が接続されているか判定する。そして、接続装置判定部202は、画像表示装置が接続されていると判定した場合には、画像表示部101によって生成された画像信号を接続部201から出力する。一方、接続装置判定部202は、単体では画像表示機能を有さない情報処理装置が接続されていると判定した場合、接続部201を介してパケットの送受信を行うことによって、ウェブ閲覧装置1に接続された他のネットワーク機器と当該情報処理装置との間のデータの送受信を中継する。

30

【0040】

このように構成されたウェブ閲覧装置1によれば、ユーザーはウェブ閲覧装置1に画像表示装置を接続することによって、特別な設定処理を行うことなく、ウェブ閲覧装置1によって生成された画像信号を画像表示装置において表示させることが可能となる。これとともに、ユーザーは、情報処理装置をウェブ閲覧装置1に接続することによって、ウェブ閲覧装置1を介して、所望の情報処理装置をインターネットに接続させることが可能となる。

40

【0041】

以上、この発明の実施形態について図面を参照して詳述してきたが、具体的な構成はこの実施形態に限られるものではなく、この発明の要旨を逸脱しない範囲の設計等も含まれる。

【符号の説明】

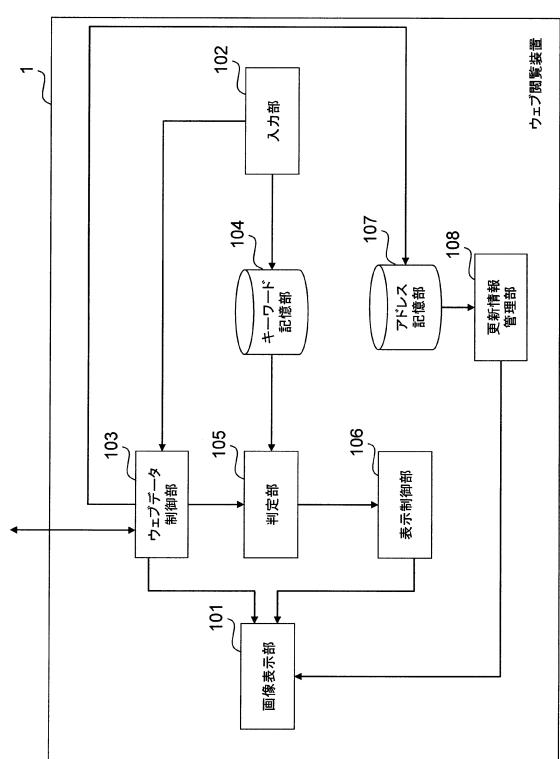
【0042】

1…ウェブ閲覧装置，101…画像表示部，102…入力部，103…ウェブデータ制御部，104…キーワード記憶部，105…判定部，106…表示制御部，

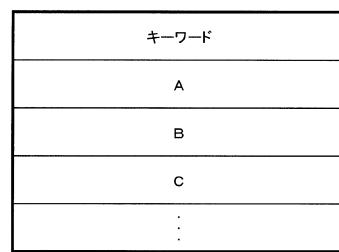
50

107...アドレス記憶部, 108...更新情報管理部, 201...接続部, 202...接続装置判定部

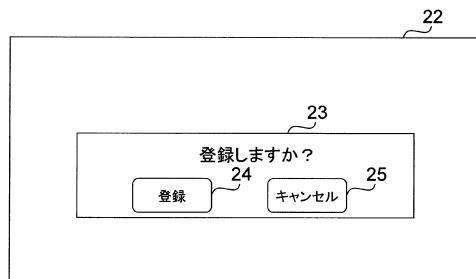
【図1】



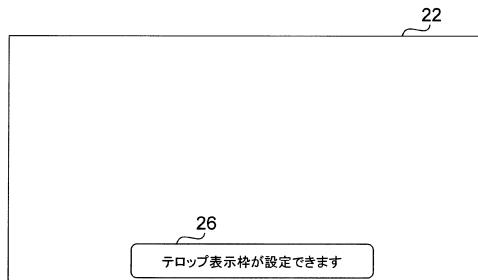
【図2】



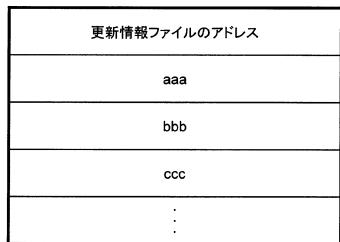
【図3】



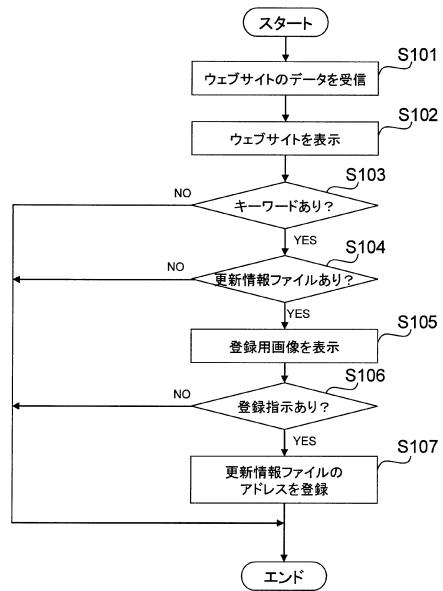
【図4】



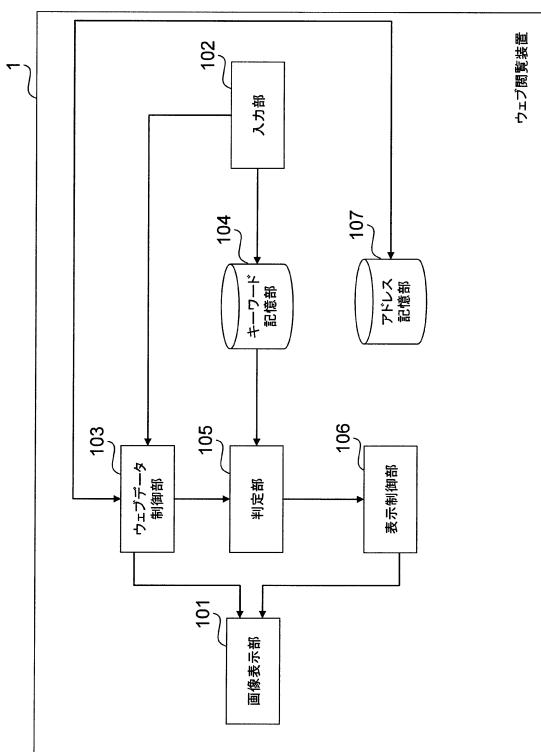
【図5】



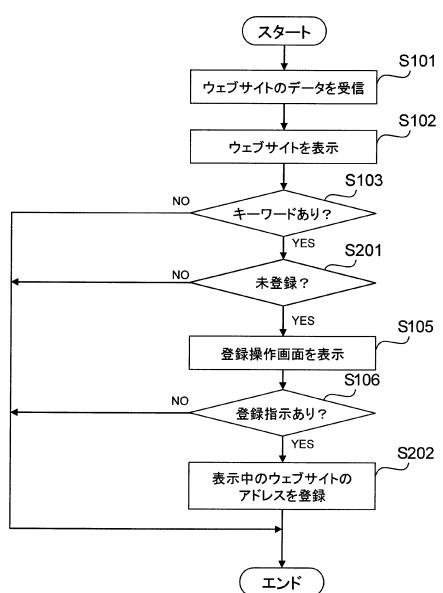
【図6】



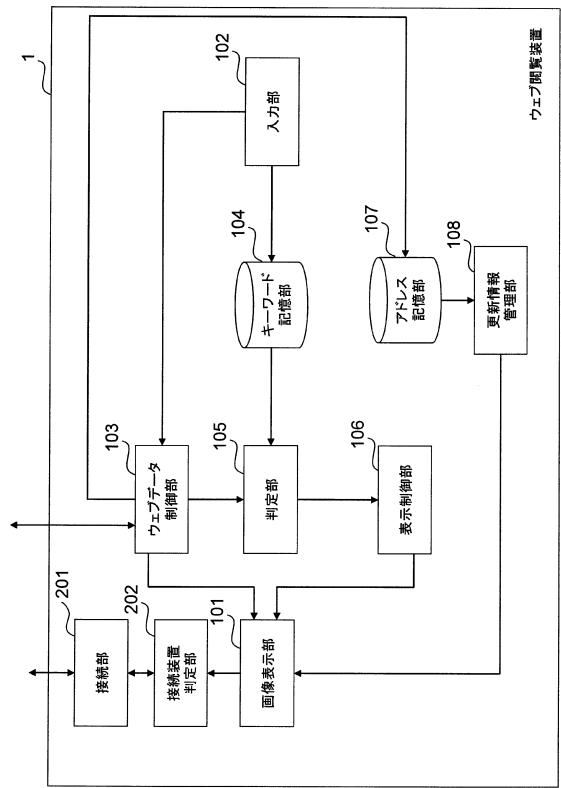
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(56)参考文献 米国特許第06100890(US,A)
特開2005-173977(JP,A)
国際公開第99/017229(WO,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 13 / 00
G 06 F 12 / 00